

## 原 著

## 精神薄弱児施設に想定された特殊教育の代替的機能とその厳しい現実 — 1953 (昭和28) 年の「教育上特別な取扱を要する児童・生徒の判別基準について」通達後を中心として —

高野 聡子

1953 (昭和28) 年に「教育上特別な取扱を要する児童・生徒の判別基準」が作成され、特殊学級および養護学校の対象になる者と、精神薄弱児施設の対象になる者とに分けられた。本論文では精神薄弱児施設の視点から1953年から380号が通達される年の1962年までを対象に精神薄弱教育との関係について検討した。検討の結果、精神薄弱教育は精神薄弱の程度によって、精神薄弱児施設は児童福祉法の規定によって、それぞれの対象となる精神薄弱児を設定していたことが明らかになった。だが、精神薄弱児施設のみならず特殊学級および養護学校の設置数も十分ではなく、在宅指導の精神薄弱児数が一定数おり、精神薄弱児施設は年齢超過者の問題、施設内学校および学級の設置問題など多様な問題を抱えていた。そのため精神薄弱児施設は特殊教育が精神薄弱児施設に想定した代替的機能を担ってはいたが、精神薄弱児施設にとってそれは施設機能の一部であった。

キー・ワード：精神薄弱児施設 教育上特別な取扱を要する児童・生徒の判別基準  
養護学校 特殊学級 精神薄弱教育

### I. はじめに

1947 (昭和22) 年の児童福祉法の制定によって、精神薄弱児施設は児童福祉施設の一つとなった (同法7条、42条)。それまで精神薄弱児施設は法制度化されておらず、戦前は施設長らを中心として精神薄弱児施設の法制度化に向けた運動がなされていたが、戦時下という状況において法制度化は功を奏しなかった。それゆえ戦後、精神薄弱児施設が児童福祉法に位置付けられたことは精神薄弱児の福祉において大きな意味を持っていた。一方この頃、1947 (昭和22) 年の学校教育法の公布によって特殊教育の制度が整えられたが、養護学校 (精神薄弱教育) 小学部・中学部の学習指導要領の作成は1963

(昭和38) 年まで、養護学校の義務制実施は1979 (昭和54) 年まで待つことになる。戦後の精神薄弱教育は未整備な状況が盲教育、聾教育に比べ長く続いたわけだが、この長い期間の中でも1953 (昭和28) 年6月には「教育上特別な取扱を要する児童・生徒の判別基準」 (以下、判別基準) が作成され、特殊教育の対象となる障害種と、教育を受ける場所が障害の程度によって示された。だが、ここでもまた精神薄弱児の場合には、精神薄弱の程度によって養護学校あるいは特殊学級の対象になる者と、精神薄弱児施設の対象になる者とに分けられた。

さて、このような特殊教育から沸き起った精神薄弱教育の対象論と教育の場について、精神薄弱児施設はそれらをどのように受け止めたのだろうか。また、精神薄弱児施設は特殊教育か

らの要請に十分に応えたのだろうか。この時期の精神薄弱児施設に関する研究には<sup>1)</sup>、細淵(1989)、内海(1982)、内海・松矢(1990)がある。とくに内海ら(1990)は、就学義務に焦点をあて、当時の厚生行政や施設関係者らの見解を時系列に分析し、精神薄弱児施設内部における就学問題を明らかにした。だが、精神薄弱児施設そのものが精神薄弱教育という枠組みにおいてどれほどの役割を担っていたのか、そして精神薄弱児を取り巻く関係者らがそれをどのように認識したのかについては検討を要する。それゆえ本論文では、児童福祉及び特殊教育が規定した精神薄弱児施設の機能を整理し、特殊教育が精神薄弱児施設に想定した特殊教育の代替的機能が機能していたのか否か、そして児童福祉と特殊教育に関係する人々がそれをどのように認識していたのか、を明らかにする。分析の視点は、精神薄弱児施設の対象児、施設内での保護及び教育の内容、関係者らの精神薄弱児施設の機能に対する認識や姿勢に設定する。そして本論文の対象時期は、判別基準が通達された1953(昭和28年)から、次の基準となる「教育上特別な取扱いを要する児童・生徒の教育的措置について」380号が通達される年の1962(昭和37)年までとする。

研究方法は文献研究を採用する。使用する主な資料は、精神薄弱児施設の対象児と保護及び教育の内容を分析するために法規や通達を使用する。加えて、実際の状況を分析するため、厚生省が実施した実態調査の結果等を利用する。また、関係者らの認識は、精神薄弱児施設の関係者、精神薄弱児の保護者、精神薄弱教育の関係者の大きく3つの立場に分けて分析することとし、各立場を代表する機関誌、「愛護」(日本精神薄弱者愛護協会)、「児童心理と精神衛生」と後継誌の「精神薄弱児研究」(全日本特殊教育研究連盟)、「手をつなぐ親たち」(全国精神薄弱者育成会)<sup>2)</sup>から、判別基準を含む精神薄弱児施設の対象児、保護及び教育といった精神薄弱児施設の機能に関する記事を収集し分析する。なお、本論文では当時使用された精神薄弱、

魯鈍、痴愚、白痴などの歴史的用語を使用する。

## II. 想定された精神薄弱児施設の対象とその実際

### 1. 児童福祉法における精神薄弱児施設の対象と厳しい現実

精神薄弱児施設は、全ての精神薄弱児を対象にはしていなかった。他の児童福祉施設と同じく要保護児童を対象にしていた。要保護児童とはなにか。要保護児童とは「保護者のない児童」、あるいは「保護者に監護させることが不適当な児童」で、ここでいう保護者は親に限定されなかった。つまり保護者のない児童とは、「現に監護する者のない児童」を示しており、例えば両親はいないが叔父がいる場合には保護者のない児童にはならなかった(松崎[1948]145-146)。一方の「保護者に監護させることが不適当な児童」とは、「保護者が児童を意識的に虐待している場合」、「客観的にみて」「福祉を適当にはかるといことがむずかしい」といった状況にある児童であった(川嶋[1951]222:松崎[1948]146)。加えて精神薄弱児施設の場合、「たとえ保護者が精神的にも、身体的にも、社会的にも健全な生活を営んでいる者であっても、児童が精神薄弱であったり」して、「保護者のもとで監護させることができないと認められ」れば精神薄弱児施設の対象であった(厚生省児童局[1953a]13)。

次に、精神薄弱児施設が対象としていた年齢について見てみよう。精神薄弱児施設は児童福祉施設の一つであるから、その対象は児童であった。したがって対象となる精神薄弱児の年齢は満18歳に満たないものであった。だが精神薄弱児施設の場合、児童福祉法第31条により満20歳までの入所が可能であった。すなわち精神薄弱児施設が対象にした年齢は、基本的には満18歳に満たないものであったが、18歳以降から満20歳までの年齢超過者も対象にすることができた<sup>3)</sup>。以上から、児童福祉法における精神薄弱児施設の対象は、保護者のない精神薄弱児、保護者がいるものの施設での養護を

Table 1 精神薄弱児施設数及び在籍者数の推移 (昭和28～37年)

| 年(昭和)    | 施設(数) | 定員(人)  | 在籍者(人) |
|----------|-------|--------|--------|
| 1953(28) | 65    | 3,326  | 3,209  |
| 1954(29) | 72    | 3,850  | 3,752  |
| 1955(30) | 75    | 4,281  | 4,382  |
| 1956(31) | 86    | 5,033  | 4,741  |
| 1957(32) | 91    | 5,565  | 5,264  |
| 1958(33) | 104   | 6,453  | 6,008  |
| 1959(34) | 113   | 7,072  | 6,884  |
| 1960(35) | 131   | 8,396  | 7,791  |
| 1961(36) | 149   | 9,596  | 8,911  |
| 1962(37) | 167   | 10,828 | 10,213 |

日本愛護50年の歩みp384-387より作成

必要とする精神薄弱児であって、年齢は基本的には18歳未満の児童であったが、満20歳までも対象にしていたことになる。

では、当時、要保護の精神薄弱児の数はどれぐらいで、そしてそれに十分に対応できるだけの精神薄弱児施設があったのだろうか。1953(昭和28)年6月1日の「全国要保護児童調査結果」<sup>4)</sup>によると、「児童福祉施設に入所させる必要のある児童の入所施設別割合」は、順に保育所63.9%、精神薄弱児施設12.1%、肢体不自由児施設8%、養護施設6.5%、ろうあ児施設4.6%、虚弱児施設2.1%、教護院1.6%、盲児施設1.2%であった(厚生省児童局 [1953b] 10, 13)。同調査の被調査者は、調査時に各種児童福祉施設に入所していない者であったから、精神薄弱児施設への入所を必要としている児童の割合は養護施設並びに他障害よりも高かったことを意味している。

また、厚生白書昭和33年度版では、精神薄弱児施設への入所が必要な精神薄弱児数を約26,000人(厚生省大臣官房企画室 [1958] 226)、そして厚生白書昭和36年度版では、推定10万人強と報告している(厚生省大臣官房企画室 [1962] 256-257)。そしてTable 1は精神薄弱児施設数と在籍者数の推移を示したものである

が、厚生白書の報告と併せて考えれば毎年、精神薄弱児施設は開設されていたものの、開設のペースは入所を必要とする精神薄弱児数に十分に対応できていなかったことがわかる。

次に、1962(昭和37)年10月の「児童福祉施設等における措置児童等実態調査結果報告書」<sup>5)</sup>から保護者の有無について見てみよう。この調査によると、調査時に精神薄弱児施設に入所している児童の中で保護者が全くいない児童は5.7%で、養護施設12.7%、虚弱児施設8.2%、乳児院が6.4%、盲児施設が1.7%、ろうあ児施設が1.2%、肢体不自由児施設が0.7%であった(厚生省児童局 [1962] 23, 34, 38-39, 48, 53, 57, 60-61)。精神薄弱児施設は養護施設、虚弱児施設、乳児院に比べ保護者がいるが、施設における養護が必要な児童の割合が他障害の施設に比べて高かったことがわかる。

また、同調査結果から18歳以上の入所者数と割合がわかる。同調査によれば、18歳以上で在所期間を延長したものは、全体の5.9%(514人)で、在所期間の延長理由は多い順に、指導上引き続き入所を要す78.2%、引き渡すべき適当な保護者がいない9.5%、適当な職が見つかるまで5.8%、その他6.4%であった(厚生省児童局 [1962] 42-43)。在所期間を延長した者の割

合は5.9%と、一見すると高い割合ではないが、在所期間を延長した者が存在したと、その内約7割強が継続的な入所を必要としていたことを示している。事実、日本精神薄弱者愛護協会の会長をつとめた菅修(1901-1978)は精神薄弱児施設の年齢超過者の数値を調査し、厳しい年齢超過者の問題を指摘していた<sup>6)</sup>(菅[1954]1-4)。また、成人の精神薄弱者施設である精神薄弱者援護施設の法制度化は1960(昭和35)年の精神薄弱者福祉法の制定を待つことから、精神薄弱児施設は年齢超過者の退所問題に直面していたといえる<sup>7)</sup>したがって当時の精神薄弱児施設の対象は、要保護の精神薄弱児であったものの、限られた施設数という環境下において、限られた要保護の精神薄弱児が精神薄弱児施設に入所し、満20歳以降の退所問題を抱えていたのである。

## 2. 特殊教育における精神薄弱児施設の対象に関する見解

判別基準では精神薄弱の程度を魯鈍、痴愚、白痴の大きく3つに分け、各障害の程度は精神薄弱の特性に加えて知能指数(IQ)を用いて説明した。白痴はIQ25ないしIQ20以下、痴愚はIQ20ないしIQ25-50の程度、魯鈍はIQ50-75の程度だった。加えて就学猶予免除の対象か否かといった目安を「教育的措置」として示した。魯鈍及び軽度の痴愚は養護学校あるいは特殊学級の対象であること、ただし痴愚の中でも「高度」、すなわち重度の痴愚は就学猶予を考慮する対象であること、白痴は就学免除を考慮する対象として明記した。

そして同年発行の『特殊児童判別基準とその解説』では、「教育的措置」をより踏み込んで説明し、白痴や高度痴愚が就学猶予免除を考慮する対象となる理由と、学校教育に代わる対応も示した。まず就学免除の対象となる白痴は「成人に達してもなお自立困難」で、学校卒業後は施設に入所するため、早期から施設に入所し、施設内での養護が望ましいと説明した(文部省編[1953]118-119)。加えて、「現状の学校教育の設備やその他の諸条件で教育は不可能であ

る」と明記し、当時の特殊教育をもって白痴を教育することは不可能であることを認めていた(当時の特殊教育については後述する)。また、高度の痴愚については、就学猶予を適応しこの間に施設に入所し養護を受けることを勧めつつも、「原則的には学校教育より施設に収容されて教育養護されるべきものである」と説明した(文部省編[1953]119)<sup>8)</sup>。以上のように、特殊教育は白痴と高度痴愚に対する教育が特殊教育では不可能であることを認め、教育の代替的機能を精神薄弱児施設に求めたのである。

ところで、精神薄弱児施設は精神薄弱の程度を基準とした教育の可能性についてどのような立場をとっていたのだろうか。1953(昭和28)年作成の「精神薄弱児施設運営要領」(以下、運営要領)では、知能指数による精神薄弱の程度のみで精神薄弱児施設の対象であるか否かを判断する難しさを指摘している。精神薄弱児は「知能の発育障害だけがその症状ではなく、情意方面においても同時に色々の異常があり、然しそれらは必ずしも知能と平行するものではないから、簡単に知能段階だけで問題を割り切ることは必ずしも実際的であるとは云えない」と、捉えていた(厚生省児童局[1953a]32-33)。そして「精神薄弱の程度の高度のものほど」、「先に収容保護することが望まれ」、「知能の段階が低くなくても情意方面の障害が高度であれば、矢張り優先的に収容保護されるべき」と考えていた(厚生省児童局[1953a]32-33)。すなわち精神薄弱児施設の方が特殊教育よりも、より現実的に精神薄弱児一人一人の実態把握の必要性を認識していたといえる。

だが、精神薄弱児施設において、白痴児を精神薄弱児施設の対象にしない「白痴排除論」と、様々な程度の精神薄弱児を対象にする「混合収容論」があったことも事実である(辻村[1952]3-4)<sup>9)10)</sup>。白痴と痴愚を分類して処遇することによる効果や、白痴児施設を独立して運営することによる効果が実践を通して報告されていたのであった。しかしながら、運営上の問題、収容児対職員定数の問題、そして施設数の不足と

Table 2 養護学校数・在学者数、特殊学級数の推移（昭和28～37年）

| 年(昭和)    | 養護学校(精神薄弱) |        |        | 特殊学級(精神薄弱) |          |         |
|----------|------------|--------|--------|------------|----------|---------|
|          | 学校(数)      | 内分校(数) | 在学者(数) | 小学校学級(数)   | 中学校学級(数) | 総計学級(数) |
| 1953(28) | 1          |        | 25     | 不明         | 不明       | 不明      |
| 1954(29) | 1          |        | 不明     | 308        | 94       | 402     |
| 1955(30) | 1          |        | 60     | 404        | 155      | 559     |
| 1956(31) | 2          |        | 不明     | 515        | 231      | 746     |
| 1957(32) | 8          | 1      | 690    | 603        | 295      | 898     |
| 1958(33) | 9          | 1      | 866    | 799        | 408      | 1,207   |
| 1959(34) | 14         |        | 1,264  | 1,062      | 547      | 1,609   |
| 1960(35) | 18         | 1      | 1,676  | 1,528      | 722      | 2,250   |
| 1961(36) | 25         | 2      | 2,437  | 2,029      | 900      | 2,929   |
| 1962(37) | 30         | 2      | 3,013  | 2,644      | 1,149    | 3,793   |

文部科学省 特別支援教育資料 平成30年度版p15  
文部省 特殊教育資料 昭和38年度版より作成

Table 3 精神薄弱児通園施設数及び在籍者数の推移（昭和28～37年）

| 年(昭和)    | 施設(数) | 定員(人) | 在籍者(人) |
|----------|-------|-------|--------|
| 1957(32) | 6     | 210   | 125    |
| 1958(33) | 12    | 420   | 373    |
| 1959(34) | 21    | 690   | 617    |
| 1960(35) | 28    | 1,040 | 926    |
| 1961(36) | 37    | 1,406 | 1,223  |
| 1962(37) | 43    | 1,680 | 1,481  |

日本愛護50年の歩みp384-387より作成

いう状況によって、結局のところ混合収容論に落ち着いたのであった。

では、なぜ特殊教育はあえて精神薄弱児施設に学校教育の代替的機能を求めたのだろうか。先述のように当時の特殊教育の状況が鍵になる。文部省は特殊学級の計画設置や1956（昭和31）年の公立養護学校整備特別措置法の公布にみられるように公立養護学校の設置を進めるなど、精神薄弱児が教育を受ける場所の整備を推し進めていた（中村・岡 [2015] 88-92）。だがTable 2に示したように、実際には養護学校や特

殊学級（精神薄弱）の数が極めて少なかった。一方、児童福祉においては1957（昭和32）年に通所施設、精神薄弱児通園施設を設置するものの、Table 3のように開設数は少なかった<sup>11)</sup>。したがって特殊教育では精神薄弱児のための教育の場についての整備を進めてはいたものの、現実には厳しかった。このような未整備な特殊教育の状況が、学校教育の代替的機能を精神薄弱児施設に求めた要因の一つであろう。しかしながら、先述のように精神薄弱児施設も決して楽観できる状況になかったわけで、当時の教育およ

び福祉の両者はともに苦境に立たされていたのであり、いかえれば精神薄弱児とその家族にとっては厳しい時代であった。

### Ⅲ. 精神薄弱児施設における保護と教育の内容と厳しい就学問題

#### 1. 精神薄弱児施設における保護と独立自活を目指した指導内容及びそれへの探求

精神薄弱児施設の目的は、「精神薄弱の児童を入所させて、これを保護するとともに、独立自活に必要な知識技能を與えること」（児童福祉法第42条）であった。具体的な施設運営や指導内容等については1949（昭和24）年作成の「児童福祉施設最低基準」（以下、最低基準）の第76～84条や運営要領に示された。

児童福祉法第42条の目的が示したように、精神薄弱児施設に求められた機能は、入所児を保護すること、そして独立自活に必要な知識技能を與えることであった。さて、後者の独立自活とは具体的に何を指していたのだろうか。最低基準の第79条「生活指導の目的」と第80条「職業指導を行うに当って遵守すべき事項」から、独立自活とは、施設退所後並びに将来において精神薄弱児が「できる限り社会に適応」し、「できる限り健全な社会生活を営むこと」であった。また、運営要領では独立自活に必要な知識技能は、精神薄弱児の「性能」に応じた指導方法によって行われ、障害のない子ども（「正常児」）と同じ指導方法では効果がないことも強調した（厚生省児童局 [1953a] 90-91）。すなわち、入所児それぞれの精神薄弱の程度や発達段階に応じた指導方法を採用し、社会生活への適応を目指す指導内容を提供することこそが、精神薄弱児施設が担う役割すなわち機能であった。とりわけ、運営要領では独立自活に必要な知識技能を、「生活指導、学習指導、職業指導」の「三つの部門」に分けた。以下にその3つの部門を整理する。

(1) 社会適応に必要な基本的生活習慣を育成する生活指導：生活指導の「最終の目標」は、「日常生活におけるよき習慣の形成並びに社会生

活における社会的適応性の養成」であり、これに到達するために2つの「基礎目標」を掲げた（厚生省児童局 [1953a] 97-98）。基礎目標の第一は「安心と信頼に満ちた生活を確立すること」、第二は「生活に意欲を起させるような自信を賦与すること」であった（厚生省児童局 [1953a] 98-100）。さらに指導方法は、個別的な指導と集団的な指導の2つあり、指導内容は「個人的生活指導」、「社会的生活指導」、「基本的感覚訓練」の3つに分けた。

まず、個人的生活指導の指導内容は大きく2つで、第一は食生活の確立、そして第二は正しい生活習慣の確立であり、24時間の施設での生活を通して育成された（厚生省児童局 [1953a] 102-112）。次に社会的生活指導の指導方法はグループによる集団的な指導であった（厚生省児童局 [1953a] 112-124）。グループ編成では知能指数を用いつつ、観察によって「総合能力」を把握し、生活年齢、精神年齢も考慮した。指導内容は、規律と責任（施設全体、各室、各寮で定められた規律、当番制による責任）、共同生活への興味とよろこび、自治であった。そして、基本的感覚訓練の指導内容は視覚の訓練、聴覚の訓練、触覚の訓練、味覚及び嗅覚の訓練で、「感覚機能の訓練は児童の生活の最も基本的なもの」であった。（厚生省児童局 [1953a] 125-131）。

(2) 精神薄弱の特性と生活に即した学習指導：学習指導の最終の目標は、「将来健全な社会生活を営み、これらの社会に適応するために、最も必要な最低限度の基礎的な知識水準を賦与すること」であった（厚生省児童局 [1953a] 131-157）。精神薄弱児施設における学習指導は「一定の場所においてのみ行われるべきものでもなく、精神薄弱児施設における他の分野、即ち生活指導或いは職業指導においても、絶えず行われていなければならない」と考えられており、国語（読み・書き）、算数、社会科、理科、体操と音楽、図画と工作、家庭科の指導に分けて「学習指導の要領」を示した。それぞれの指導内容は精神薄弱の特性や生活に即して指導でき

るよう具体的に書かれ、指導方法は個別的な指導法で行い、少人数の安定した環境で行うこととした。

(3) 職業生活の習熟を目指した職業指導：職業指導の最終の目標は「将来の社会的生活を営む上において必要な彼らの性能に応じた職業能力を賦与すること」であった（厚生省児童局 [1953a] 157-170）。指導方法は、重症痴愚と白痴、痴愚以上の2つのグループに分けて実施し、指導方法と指導内容は2つのグループで異なっていた。職業指導を行うには、施設内に職業指導のための設備を設ける必要があるが、作業種の設定は施設の立地条件等によるため、運営要領では作業種の候補は挙げているものの各施設が選択すべき作業種の断定は避けた。むしろ技術的な習熟ではなく、職業生活への習熟こそが職業指導の目的であることを強調した。すなわち、手に職を付けるというよりは働く意欲の育成に重きを置いた。なお、保護受託者の制度を活用し、施設外の事業等に委託することの可能性も示唆した。

以上が運営要領に示された精神薄弱児施設における指導内容や方法であるが、当時の精神薄弱児施設には各施設での実践を報告し、よりよい指導内容と方法を探求する機会があった。例えば、1956（昭和31）～1962（同37）年まで東西に分けて開催された東西日本施設職員研究協議会の開催であった（財団法人日本精神薄弱者愛護協会 [1984] 109-110）。また日本精神薄弱者愛護協会が1960（昭和35）年に刊行した総ページ数299頁の「施設における精神薄弱の研究 第1集」がある。これは1959（昭和34）～1960（昭和35）年の東西精神薄弱児施設職員研究協議会での研究発表を収録したもので、特殊教育が対象としなかった白痴児への指導内容も掲載されており、24時間の施設生活における保護と教育の内容が研鑽されていた。

## 2. 部分的代替的機能としての精神薄弱児施設における学習指導と就学の義務

1951（昭和26）年の児童福祉法の改正により精神薄弱児施設の施設長は保護者に準じて児童

を就学させる義務を負った（第48条1項）。これによって精神薄弱児施設に入所している者への就学義務が明確に示されたのであったが、運営要領では入所児が学校に通学するよりも、精神薄弱児施設内に「学校の分校」が設置されることが多いと想定した（厚生省児童局 [1953a] 15-16）。この想定は養護学校や特殊学級といった精神薄弱教育の未整備な状況から考えれば当然であった。内海ら（1990）は、地域の学校へ通学したことが確認できるのは3施設だけで、多くの精神薄弱児施設は施設内に「施設内学級」を設置し、教師が学校から派遣されるなどして教育を受けていたと明らかにしている（内海ら [1990] 13-15）。しかし内海（1982）は、施設近隣に特殊学級や養護学校が設置されていなかったり、施設内に学校や学級を設けることに積極的な施設とそうでない施設があったりしたために、「学籍を有しているだけで実質的に就学していない者」が存在していたことを指摘している（内海 [1982] 135-138）。また、辻村（1952）は、各地域の教育委員会によって施設内に学校や学級を設けるかどうかの対応は様々であったとも述べている（辻村 [1952] 6）。したがって、精神薄弱児施設は精神薄弱教育が未整備な状況において、施設内に学校や学級を設置するために教育委員会に働きかけるなどの自助努力によって就学の義務を果たしていた。言うなれば、精神薄弱児施設には、どのようにして就学させるのかという厳しい課題が課されていたのであった。

就学義務の一方で、精神薄弱児施設の施設長は就学を猶予又は免除された入所児にかかる就学の義務を負わないことも意味した。運営要領では、「就学を猶予又は免除された児童についても精神薄弱児施設が児童に独立自活に必要な知識技能を与えることを目的としている以上、これらの知識技能を習得させるための課程の一環として、精神薄弱児施設においても独自の学習指導が行われなければならない」、と明記し（厚生省児童局 [1953a] 15-16）、猶予免除となった入所児を対象に施設内で学習指導を行うこと

Table 4 就学猶予免除の精神薄弱児の段階別からみた推計措置別分布

| 精神薄弱の段階 | 総数(%) | 精神薄弱児施設 | 精神薄弱児通園施設 | その他の児童福祉施設 | 病院(入院) | 在宅指導 | 不詳  |
|---------|-------|---------|-----------|------------|--------|------|-----|
| 総数      | 100.0 | 38.1    | 16.8      | 10.3       | 5.7    | 29.0 | 0.1 |
| 重度      | 100.0 | 47.2    | 1.5       | 8.4        | 12.6   | 30.1 | 0.2 |
| 中度      | 100.0 | 51.7    | 23.7      | 7.8        | 2.3    | 14.4 | 0.1 |
| 軽度      | 100.0 | 14.3    | 21.3      | 14.8       | 4.0    | 45.6 |     |

昭和34年7月 精神薄弱児実態調査結果報告書  
3 児童福祉上必要な措置(1)精神薄弱の段階別からみた措置別精神薄弱児の分布p39-40の一部抜粋

を示した。いいかえれば、このような場合の学習指導こそが、特殊教育が判別基準に示した特殊教育の代替的機能に相当したといえよう。

では、当時の精神薄弱児施設には就学猶予免除の対象となった児童がどれぐらい入所していたのだろうか。1962(昭和37)年10月の「児童福祉施設等における措置児童等実態調査結果報告書」によれば、精神薄弱児施設における措置児童の就学状況は、順に小学校在学37.6%、中学校在学22.4%、就学免除17.9%、中学卒7.1%、就学猶予6.1%、未就学8.5%で、就学猶予免除の割合は24%であった(厚生省児童局[1962]40)<sup>12)</sup>。また、精神薄弱児通園施設の就学猶予免除の割合は91.3%であった(厚生省児童局[1962]45)。精神薄弱児施設における就学猶予免除の割合は精神薄弱児通園施設のそれよりは低かったが、約2割を占めていた。

また、1959(昭和34)年7月に実施された「精神薄弱児実態調査結果報告書」によれば、就学猶予免除となった6歳児のうち、精神薄弱と判定された児童の全国推計は6,061人(約0.3%)であった(厚生省児童局[1961]39)。さらに同報告書では「児童福祉上必要な措置」についても推計値も算定した(Table 4を参照)。なお、同報告書における「児童福祉上必要な措置」とは、「現に施設の有無、充員の如何にかかわらず、児童及び家庭の状態などを中心として」、「調査員の合議のうえ」、判定した者を指した(厚生省児童局[1961]16)。推計値によると、約4割が精神薄弱児施設への入所を必要としていた。また在宅指導が約3割を占め、同報告書は「在宅

の精神薄弱児の保護指導対策の推進を図る必要」に言及した(厚生省児童局[1961]39)。そしてTable 4の精神薄弱の段階別(推計)をみると、精神薄弱児施設を必要とする者の精神薄弱の程度は重度より中度の割合が高く、精神薄弱児通園施設のそれは中度が最も高い割合であった<sup>13)</sup>。

以上から、精神薄弱児施設に入所する学齢期の児童には、就学する者と就学猶予免除の対象となった者が混在していたのである。しかも、就学する者は施設から施設近隣の学校に通学することが理想であったが、精神薄弱教育が未整備なゆえに、精神薄弱児施設は施設内に分校や分教室を設置する必要に迫られたのであった。また、就学猶予免除となった全ての精神薄弱児が、要保護の精神薄弱児を対象にする精神薄弱児施設に入所していたわけではない。むしろ在宅の者も一定数おり、在宅という状況に問題を抱えた精神薄弱児とその家族がこの時期には存在したのである。したがって、特殊教育が描いた就学猶予免除の筋書きから精神薄弱児施設が果たした役割を考えれば、精神薄弱児施設は就学猶予免除となった者への代替的な教育機能としては万能ではなかった。

#### IV. 判別基準と精神薄弱児施設の役割に対する関係者らの見解

##### 1. 「手をつなぐ親たち」にみる判別基準の制約と保護者の主体性への依拠

「手をつなぐ親たち」の記事には在宅問題が、保護者からの相談という形で寄せられていた。

例えば、生活年齢満8歳、精神年齢1歳4、5か月、IQ16の保護者からの相談とそれへの回答をまとめた記事がある（小杉 [1957] 62-64）。このケースの場合、保護者は施設入所を希望したものの、「落ち着きがない」、「知能指数が低過る<sup>マ</sup>」という理由で児童相談所から「入所見込みなし」という決定を受け、子ども（精神薄弱児）と自宅で過ごしていた。保護者はこの子どもを受け入れる「どこかよい所」がないか、そして家庭ではどのように指導したらよいのか、を相談し、回答者は、東京都教育庁指導主事の小杉長平（1909-1983）だった。小杉は、「このお子さんをもった事を絶対にはずかしがらない事」、「お子さんを持った事を不幸とお考えにならない事」、という「心構え」を示すにとどまっておき、就学や措置への積極的なアプローチは提案していない。確かに、相談者が示した情報からこの子どもの精神薄弱の程度を推測すれば、最重度の白痴といえよう。重度の精神薄弱児を対象にした施設は、この記事が掲載された後の1958（昭和33）年5月に国立秩父学園が開設される程度で、精神薄弱児施設への入所も難しかったといえる。

また、編者によってまとめられた「学校や施設に入れない子のためにどうするか」という記事がある（編集者編 [1958] 12-15）。この記事の前半では、東京教育大学助教授の西谷三四郎（1914-1994）が特殊学級への入級審査を行った経験から「特殊学級・養護学校」が不合格になった理由を7種類に分け、それぞれにどのような指導をしているのか回答している。とくに西谷は、回答の中で「知能指数が50以下で知的な欠陥が高度」で特殊学級や養護学校への就学が「不合格」となった場合には、入所あるいは通所施設への措置を紹介しており、判定基準に従った回答であった。以上のように、小杉、西谷はともに特殊教育の判別基準の枠を超えずに回答していたのである。

さらに、就学そのものへの相談においても判別基準の制約が見てとれる。それは、来年に就学時期を迎えるIQ45の診断を受けた児童の保

護者からの相談で、回答は文部省文部事務官の山口薫（1924-2015）であった（山口 [1957] 26-27）。山口は、就学時の選択として3つの選択肢を提示した。それは①IQ50-75の場合には養護学校か特殊学級に就学、②精神薄弱児施設への措置（ただし知能指数が理由にはならず家庭に子どもを置くことが不適当な理由が必要な場合）、あるいは通園施設への措置（IQ25-50程度）、そして③として①と②が近隣になく、一杯であれば、就学猶予免除の手続きをして自宅を選択する、であった。文部省の立場にあった山口としては当然ともいえる回答ではあるが、やはり判別基準に沿った回答であった。だが、判別基準に従ったままでは、自宅で過ごす精神薄弱児の数は減少せず、彼らの教育や福祉の充実は望めない。上記3つの記事では、解決策として全国精神薄弱者育成会による活動の展開、すなわち保護者が主体となった運動の必要性を述べていた。「手をつなぐ親たち」の機関誌としての性格上、運動を促す記事が多いことは否めないが、「来年こそ義務設置制の実現を：特殊教育振興のため私たち親はなにを為すべきか」（仲野、1960）や、「低知能の子どもにも「教育」を：特殊教育の義務化を願って」（稲村、1960）、という別の記事でも、養護学校義務制実施や特殊学級の増設といった、特殊教育の制度を改革するための運動を投げかけている。

一方で保護者の姿勢を厳しく描写する記事もあった（編集者編 [1959] 13）。編者による「施設がたりない」という記事では、施設が足りないという言葉の意味には、①自分の子どもにちょうど適した施設がない、②あっても数が少ない、という2つの意味があり、「施設があったとしても、なかなか入れる決心がつかないというのも親の真情で」とあると指摘している。加えてここでもまた、「施設を増す世論づくり」と、「適した施設に入れる正しい決意を親にももたせる」という、保護者の意識や意欲に委ねられている。以上から精神薄弱教育の未整備な状況は精神薄弱児やその保護者に在宅という著しい負担を課し、その打開策は保護者の主体性

に委ねられていたのである。

## 2. 精神薄弱児施設における年齢超過者の問題と施設カリキュラム作成への喚起

日本精神薄弱者愛護協会の機関誌「愛護」では、精神薄弱児施設に関する様々なテーマが取り上げられている。それらのほとんどは特殊教育や判別基準に直接関係する内容ではないが、当時の精神薄弱児施設が抱えていた問題を把握するため、整理する。例えば、1954（昭和29）年9月号（前掲）と1956年（昭和31）年7月号には菅によって精神薄弱児施設における年齢超過者の問題が取り上げられている（菅 [1954] 1-4；[1956] 3）。そして1958（昭和33）年11月号では近江学園の学園長、糸賀一雄（1914-1968）によって成人の精神薄弱者の福祉に関する問題、とくに児童期から成人期までの一貫した福祉の整備が課題としてあげられており、それへの対応策が述べられている（糸賀 [1958] 1-2）。加えて1960（昭和35）年1月号では、成人の精神薄弱者を対象にした「自由契約施設」の問題も掲載されている（編集者編 [1960] 1）。また、精神薄弱児通園施設が設置されるようになると、精神薄弱児通園施設が抱える問題も取り上げられるようになる（今野 [1959] 4；林 [1959] 4-5）。

一方で、精神薄弱児施設における保護や教育の内容に関する記事が1960年頃から取り上げられるようになる。例えば、1960（昭和35）年4月号では妹尾正（1912-1995）が「精神薄弱児施設に於ける学習指導の動向」と題して、施設内分校を3つのタイプに分けている（妹尾 [1960] 1-4）。そして文部省による「教育課程編成のための資料」（六領域案）<sup>14</sup>を紹介し、この資料の対象がIQ50以上の精神薄弱児を対象にしているならば、IQ50以下についてはこれまで各施設が行ってきた学習指導を検討して、学習指導の内容を検討できないか、と投げかけている。

また、1962（昭和37）年4月号で妹尾は「精神薄弱児施設における指導内容の体系化」と題して、戦後の精神薄弱児施設を①施設の性格の検討の時期、②施設運営、指導内容夫々の部分

的研究の時期、③最低基準改訂及び指導内容の総合的研究の時期、の3つの時期に分け、現在は③の時期に相当し、学習指導の内容を体系化する時期にあると述べている（妹尾 [1962] 1-6）。ここでは、六領域やアメリカ合衆国のマーティンズのカリキュラム等が参考になるとし、施設が主体となった指導内容を作成する意義を述べている。その他にも同4月号の論苑において、これまで施設がカリキュラムの作成に消極的であったこと、今後はカリキュラムの作成が必要であることが述べられている（編集者 [1962] 0）。そして同4月号では、他の精神薄弱児施設における指導内容が報告されている。以上から、精神薄弱児施設は成人の入所者の問題、施設内分校や学級の設置問題など様々な問題を抱えていたが、施設に共通した学習指導のカリキュラムを作成しようとしていたのである。しかも、妹尾の場合には、教育と福祉の枠にとらわれず特殊教育が採用しようとしていた六領域案も積極的に紹介し<sup>15</sup>、精神薄弱児施設の学習指導を体系化しようとしていたのであった。

## 3. 特殊教育の範囲内での精神薄弱教育に関する議論

全日本特殊教育研究連盟の月刊誌「児童心理と精神衛生」（後継誌「精神薄弱児研究」）には、特殊学級のカリキュラムなど学校や学級における精神薄弱教育に関する記事が多い。その中でも特殊学級の対象に関する記事が、1953（昭和28）年12月号に「特殊学級対象児童の限界とその判別」と題して座談会形式で掲載されている（西條ら [1953] 41-56）。ここでは、この座談会に参加した東京教育大学助教授杉田裕（1921-1972）、山口薫、司会者の三木安正（1911-1984）の発言に注目したい。この座談会では徳島市の小学校の教師、西條正晴から特殊学級の対象にするのか否か判断に困る児童の事例が提示され、それをもとに座談会が展開されている。杉田は、特殊学級の教師が「困るから特殊学級に」児童を入れないわけではなく、「学校教育には限界もあるので、入れないというのですよ」、と発言している。また、山口は「原則的に施設

に入れるべきか、学級に入れるべきかという問題」として考える必要性を指摘している（西條ら [1953] 51）。杉田、山口ともに判別基準に依拠した発言をしており、彼らの姿勢は先述の「手をつなぐ親たち」の相談に対する回答と同じである。

だが、座談会の終盤、杉田は「将来を見通して、現在の教育の可能性を考えることができるか出来ないかということが問題」であること、三木は「教育の可能性ということは、医学の領域をこえているし、そうしたことを考えるのが教育者に課された問題」であることを指摘するなど（西條ら [1953] 55）、診断に偏らず、教師の目で精神薄弱児の実態を把握することの大切さに触れた発言もしていた。以上から、精神薄弱教育では先の精神薄弱児施設の妹尾が六領域案を紹介するように、教育の枠組みを超えた議論を展開することはほとんどなかった。この要因の一つに、精神薄弱教育が直面していた課題が考えられる。当時、精神薄弱教育は1958（昭和33）年の学校教育法施行規則の改正や、特殊学級や養護学校設置のための予算折衝によって学習指導要領の作成を急いでいた（高野 [2019] 195-198）。また、1960（昭和35）年11月の精神薄弱教育全国協議会において、教科名を使用した養護学校（精神薄弱）学習指導要領の中間発表、「学習指導要領草案資料」を配布することにより、教科か領域か論争が起きていた。

## V. 結語：精神薄弱児施設が担った特殊教育の代替的機能

児童福祉において精神薄弱児施設の対象は、児童福祉施設の一つである以上、要保護の精神薄弱児に特定されていた。また、精神薄弱児施設の性格上、他の児童福祉施設とは違って対象児の年齢は満20歳未満まで可能であった。一方の特殊教育は精神薄弱の程度によって特殊学級あるいは養護学校の対象と、精神薄弱児施設の対象とに分けていた。すなわち、精神薄弱教育と精神薄弱児施設のそれぞれの対象論は、異なる基準によって構築されていた。また、学習

指導についても、精神薄弱児施設は24時間の施設生活を通して、生活指導や職業指導とともに行われる指導として捉えていたが、精神薄弱教育は高度の痴愚と白痴は精神薄弱教育の対象外として捉えていたのであった。以上から特殊教育と児童福祉のそれぞれが、それぞれの対象と機能を精神薄弱児施設に想定していたのであったが、実際には精神薄弱児施設の数はずり、特殊学級および養護学校の設置数も十分ではなかった。そのため、当時の学齢期の精神薄弱児には在宅指導の対象になった者が一定数いたのであった。このような状況において、保護者は精神薄弱児施設や特殊学級および養護学校で行われる教育の質を問う以前に量的充実を図るために運動を展開するようになっていく。また、精神薄弱児施設は、年齢超過者問題、就学義務にともなう施設内学校や学級の設置など多様な問題を抱えており、特殊教育が想定する精神薄弱児施設の代替的機能は当時の精神薄弱児施設の一部でしかなかった。だが、多様な問題を抱えた精神薄弱児施設ではあったが、精神薄弱児施設に共通するカリキュラムを作成しようとする動きも見られ、施設内における学習指導の質の向上が目指された時期でもあった。一方の精神薄弱教育は、特殊学級や養護学校の設置を拡充させるために、対象児を限定したままではあったが、教科か領域か論争が起きるなど教育課程の編成に奔走していた。以上から、特殊教育が想定した精神薄弱児施設の代替的機能は、精神薄弱児施設にとっては施設機能の一部であり、当時の精神薄弱児施設は特殊教育が想定したほど就学猶予免除の対象となった児童に対応するだけの万全な環境にはなかったのである。

## 註

- 1) 細測（1989）は精神薄弱児のみならず成人の精神薄弱者を含めて精神薄弱児施設の制度変遷を検討した。内海（1982）は1950年代に生じた精神薄弱児施設における課題や問題を検証した。その他にも日本教育学会における研究発

- 表として内海・松矢・北沢 (1982) と松矢・北沢・内海 (1983) があり、内容から内海ら (1990) に関連する発表といえよう。
- 2) 「手をつなぐ親たち」は精神薄弱児の親の会によって刊行された雑誌であった。なお、親の会の名称は、設立時の1952 (昭和27) 年は精神薄弱児育成会 (別名 手をつなぐ親の会) で、それ以降、1955 (昭和30) 年に全国精神薄弱者育成会、1959 (昭和34) 年に全日本精神薄弱者育成会に名称が変わっている。
  - 3) 満20歳以上については、1951 (昭和26) 年の「精神薄弱児施設における年齢超過者の保護について (通知)」により生活保護法による救護施設での入所となっていた。
  - 4) 1953 (昭和28) 年6月1日の「全国要保護児童調査結果」は児童福祉施設に入所、里親あるいは保護受託者に委託されていない満18歳未満の児童を対象にし、児童福祉対策の基礎資料を得るため要保護児童の問題等を明らかにするために実施された調査である。
  - 5) 1962 (昭和37) 年10月の「児童福祉施設等における措置児童等実態調査結果報告書」は、前年の10月1日に実施された調査で、児童福祉施設 (助産施設、保育所、児童厚生施設、情緒障害短期治療施設を除く) については、入所措置された児童の状況を調査したものである。
  - 6) 細測 (1989)、内海 (1982) もまた、年齢超過者問題があったことを、当時の通知等から時系列に整理している (細測 [1989] 31-33; 内海 [1982] 130-133)。
  - 7) 国立精神薄弱児施設における重度の精神薄弱児の年齢超過者の継続的な入所は、1957 (昭和32) の児童福祉法の一部改正により可能になった。
  - 8) 1959 (昭和34) 年の中央教育審議会、「特殊教育の充実振興について」では、「(ハ) 精神薄弱者については、その数が比較的多くかつ障害の程度に幅がある点から考えて、その程度の重い児童・生徒は主として養護学校において、軽い児童・生徒は主として特殊学級において教育を行なうのが望ましい。」とされ、痴愚は養護学校、魯鈍が特殊学級とに区別されていく。
  - 9) 白痴排除論とは、文字通り精神薄弱児施設で白痴児を処遇しないことである。辻村 (1952) によれば、児童福祉法第42条と第48条の解釈によるものである。なお、辻村 (1952) は、「現行の条文のままでは解釈上多少無理があろうとも、精神薄弱児施設は白痴をも当然対象としなければならない」という姿勢をとっていた (辻村 [1952] 4)。
  - 10) 細測 (1989) と内海 (1982) によれば、この対象児の議論は1951 (昭和26) 年の全国精神薄弱児施設幹部職員相互会 (厚生省主催) においてなされた (細測 [1989] 33-34; 内海 [1982] 133-134)。
  - 11) 精神薄弱児育成会 (別名 手をつなぐ親の会) が行政への陳述を行い、1953 (昭和28) 年に精神薄弱児対策基本要綱が作成され、これを受けて精神薄弱児通園施設が法制度化された (細測 [1989] 29)。
  - 12) 内海 (1982) は厚生省の同調査と、内海が調査した施設における学校教育導入率とを併せて考えると、「就学率は学籍を有しているだけで実質的に就学していない者も含まれているものと思われる」と指摘している (内海 [1982] 137)。
  - 13) これについて同調査報告書は、「将来小学校入学を考慮して、軽度が甚しく在宅指導へ片寄ったと思われることと、通園施設対象児は厚生省の方針により中度を主としていることの二つが、かなり影響しているものと思われる」と指摘した (厚生省児童局 [1961] 39)。
  - 14) 昭和34年度の精神薄弱教育指導者講座では「教育課程の編成について」が第二部のテーマになる (藤島 [1979] 134-174)。この講座の中部日本会場では精神薄弱児の発達段階を小学校低学年、小学校高学年、中学校の三段階に分け、六領域 (生活、健康、情操、生産、言語、数量) からなる教育課程、六領域案が提案された。妹尾はこの六領域案を指している。
  - 15) 精神薄弱教育における最初の学習指導要領 (昭和37年度版養護学校小学部・中学部学習指導要領精神薄弱編) では、結果として領域ではなく教科が採用された。

## 引用文献

- 林久雄 (1959) 通園施設の問題一つ二つ. 愛護, 27, 4-5.  
 編集者編 (1958) 学校や施設に入れない子のために

- どうするか. 手をつなぐ親たち, 25, 12-15.
- 編集者編 (1959) 特殊教育の問題点 (1): 親と教師のある日の問答 施設がたりない. 手をつなぐ親たち, 36, 13.
- 編集者編 (1960) 論苑 社会福祉施設にも「私立学校」を認めよ: 自由契約施設の公認. 愛護, 28, 1.
- 編集者編 (1962) 論苑 急がれるカリキュラムの作成. 愛護, 9 (4), 0.
- 細淵富夫 (1989) 戦後精神薄弱児 (者) 施設処遇の変遷とノーマリゼーションへの課題 (上). 長野大学紀要, 10 (4), 27-35.
- 藤島岳 (1979) 第4章教育内容の組織化. 全日本特殊教育連盟編, 日本精神薄弱教育: 戦後30年第二巻教育の方法. 日本文化科学社. 96-174.
- 稲村繁子 (1960) 低知能の子どもにも「教育」を: 特殊教育の義務化を願って. 手をつなぐ親たち, 57, 4-7.
- 糸賀一雄 (1958) 成人の精薄者対策, 愛護, 15/16, 1-3.
- 川嶋三郎 (1951) 児童福祉法の解説. 中央社会福祉協議会. 網野武博・柏女霊峰・新保幸男編 (2005) 児童福祉基本法制第5巻. 日本図書センター. 1-322.
- 菅修 (1954) 精神薄弱児施設収容中の年齢超過者の実態調査. 愛護, 1, 1-4.
- 菅修 (1956) 年令制限無き時代に於ける我国精神薄弱者施設収容者の年齢構成. 愛護, 4, 3.
- 近藤益男 (1961) 特殊教育: 今までの10年・今からの10年, 精神薄弱研究, 33, 2-10.
- 厚生省大臣官房企画室 (1958) 厚生白書昭和33年度版. 大蔵省印刷局.
- 厚生省大臣官房企画室 (1962) 厚生白書昭和36年度版. 大蔵省印刷局.
- 厚生省児童局編 (1953a) 精神薄弱児施設運営要領. 財団法人日本少年教護協会.
- 厚生省児童局編 (1953b) 全国要保護児童調査結果. 厚生省児童局. 網野武博・柏女霊峰・新保幸男編 (2007) 児童養護第6巻. 日本図書センター. 1-18.
- 厚生省児童局編 (1961) 精神薄弱児実態調査結果報告書昭和34年7月. 厚生省児童局.
- 厚生省児童局編 (1962) 児童福祉施設等における措置児童等実態調査結果報告書. 厚生省児童局. 網野武博・柏女霊峰・新保幸男編 (2007) 児童養護第6巻. 日本図書センター. 1-95.
- 小杉長平 (1957) 教育相談 (7): 施設に入れない子の楽園は… 手をつなぐ親たち, 9/10, 62-64.
- 今野光治 (1959) 通園施設の現況と問題点. 愛護, 27, 4.
- 松矢勝宏・北沢清司・内海淳 (1983) 障害児問題における教育と福祉の構造: 1950年代における精神薄弱児施設入所児の就学問題. 日本教育学会大会研究発表要項, 42, 78.
- 松崎芳伸 (1948) 児童福祉法. 財団法人日本社会事業協会.
- 松崎芳伸 (1949) 児童福祉施設最低基準. 財団法人日本社会事業協会. 網野武博・柏女霊峰・新保幸男編 (2006) 児童福祉基本法制第12巻. 日本図書センター. 1-203.
- 文部省編 (1953) 特殊児童判別基準とその解説: 教育上特別な取扱を要する児童生徒の判別基準の解説. 光風出版.
- 中村満紀男・岡典子 (2015) 昭和37年380号通達までの県と市の特殊教育分担論・対象論と就学基準の確立およびその硬直化. 福山市立大学教育学部研究紀要, 3, 77-98.
- 仲野好雄 (1960) 来年こそ義務設置制の実現を: 特殊教育振興のため私たち親はなにを為すべきか. 手をつなぐ親たち, 49, 4-9.
- 日本精神薄弱者愛護協会編集委員会 (1960) 施設における精神薄弱の研究第1集. 日本精神薄弱者愛護協会.
- 西條正晴・小杉長平・小林隅雄・杉田裕・山口薫・三木安正 (1953) 特殊学級対象児童の限界とその判別. 児童心理と精神衛生, 4 (1), 41-56.
- 妹尾正 (1960) 精神薄弱児施設における学習指導の動向. 愛護, 7 (4), 1-4.
- 妹尾正 (1962) 精神薄弱児施設における指導内容の体系化. 愛護, 9 (4), 1-6.
- 高野聡子 (2019) 第2章第三節2 (5) 六領域案の開発と教科単元との葛藤. 中村満紀男, 障害児教育史: 戦後編. 明石書店. 195-198.
- 辻村泰男 (1952) 精神薄弱児施設の問題: その所在と輪廓. 児童心理と精神衛生, 2 (5), 1-7.
- 山口薫 (1957) 教育相談 (11): 私の子供の就学は… 手をつなぐ親たち, 14, 26-27.
- 内海淳 (1982) 戦後精神薄弱施設の課題をめぐって: 戦後基盤確立期を中心に. 「障害児教育学研究」荒川勇教授退官記念論文集. 123-142.
- 内海淳・松矢勝宏 (1990) 「精神薄弱」児施設にお

ける就学問題の歴史的形成：1950年代を中心に。障害者問題史研究紀要，33，11-17.

内海淳・松矢勝宏・北沢清司（1982）障害児問題における教育と福祉の構造：1950年代における精神薄弱児施設入所児の就学問題を中心に。日本教育学会大会研究発表要項，41，93.

財団法人日本精神薄弱者愛護協会（1984）日本愛護五十年の歩み。財団法人日本精神薄弱者愛護協会。

## 引用URL

文部科学省初等中等教育局特別支援教育課（2019）特別支援教育資料平成30年度。https://www.mext.go.jp/a\_menu/shotou/tokubetu/material/1406456\_00001.htm（2020年10月25日閲覧）。

文部省初等中等教育局特殊教育課（不明）特殊教育資料昭和38年度。（国立特別支援教育総合研究所旧WEBサイトより）https://www.nise.go.jp/kenshuka/josa/horei/tk\_data/tk\_data\_s38.html（2020年10月25日閲覧）。

全国手をつなぐ育成会連合会（不明）育成会連合会について。http://zen-iku.jp/aboutus（2020年11月2

日閲覧）。

## 通達等

教育上特別な取扱いを要する児童・生徒の判別基準について。昭和28年6月，文初特第303号。

学校教育法および同法施行令の一部改正に伴う教育上特別な取扱いを要する児童・生徒の教育的措置について。昭和37年10月18日文初特第380号。

精神薄弱児施設における年齢超過者の保護について。昭和26年2月13日見発第59号，厚生省児童・社会局長連名通知。

特殊教育の充実振興について。昭和34年12月7日，第18回中央教育審議会答申。

児童福祉法の一部を改正する法律（第5次改正）の施行について。昭和26年11月8日発見第69号，厚生事務次官依命通達。

## 付記

本研究はJSPS科研費JP20K03031の助成を受けたものです。

—— 2020.8.24 受稿、2020.12.1 受理 ——

## **Study on Practices and Issues of Educational Functions of Institutions for Mentally Retarded Children in Japan: Focusing on the Period From 1953 to 1962**

**Satoko TAKANO**

Following the notice issued by the Ministry of Education in 1953, mentally retarded (MR) children were categorized as morons and imbeciles, who were to attend special classes and special schools for children with MR, and as severe imbeciles and idiots, who were to attend institutions for MR children. This paper examines the problems of education for the MR children in during 1953-1962 from the perspective of the institutions for MR children. Hence, it was found that education for MR children was based on the degree of disability, and institutions had designated MR children as per the provisions of the Child Welfare Law. However, the number of institutions for MR children and special classes and special schools for MR children was not sufficient, and thus, some MR children were placed under home guidance. Institutions for MR children had various problems, admission of adults aged over 18 years and setting up branches in institutions to provide mandatory education. Therefore, institutions for MR children had various functions, and only a part of those required by Special Education could be fulfilled.

**Key words:** institutions for mentally retarded children, special schools for the mentally retarded, special classes for the mentally retarded, special education